

会社法第 803 条第 1 項及び会社法施行規則第 205 条に定め  
る事前備置書面  
(共同新設分割に関する事前備置書類)

2022 年 2 月 24 日

株式会社メディアドゥ

2022年2月24日

## 共同新設分割に係る事前開示事項

株式会社メディアドゥ  
東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号  
代表取締役 藤田 恭嗣

株式会社メディアドゥ（以下「当社」といいます。）は、2022年1月27日付で、株式会社インプレス R&D（東京都千代田区神田神保町一丁目105番地。以下「インプレス R&D」といいます。）と共同で作成した新設分割計画書に基づき、2022年4月1日を効力発生日として、当社のプリント・オン・デマンドサービス事業及びインプレス R&Dのプリント・オン・デマンド出版プラットフォーム事業に関して有する権利義務を、新たに設立する株式会社 PUBFUN（以下「新設会社」といいます。）に承継させる共同新設分割（以下「本分割」といいます。）を実施いたします。

本分割を行うに際して会社法第803条第1項及び会社法施行規則第205条により開示すべき事項は、以下のとおりです。

### 1. 共同新設分割の内容（会社法第803条第1項）

別紙1をご参照ください。

### 2. 分割対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第205条第1号）

#### (1) 交付する株式数及び割当ての相当性に関する事項

新設会社は、本分割に際して、当社に対し普通株式490株、インプレス R&Dに対し普通株式510株を割り当てることといたしました。

当社及びインプレス R&Dは、本分割に係る割当ての公正性・妥当性を確保するため、第三者算定機関として、Trilato Plus 株式会社（以下「第三者算定機関」といいます。）を選定し、本分割を含む対象事業の価値の算定を依頼しました。

対象事業の価値の評価手法として、第三者算定機関は、DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）を採用、補完的評価としてコスト・アプローチによる評価も参考としました。これにより、当社及びインプレス R&Dの対象事業について、将来の活動状況を能動的に反映し、評価することができます。なお、前提条件としましては、当社及びインプレス R&Dがそれぞれ提示した対象事業に係る事業計画をもとにしています。

当社及びインプレス R&Dは、上記の第三者算定機関による算定結果及び対象事業の状況並びに将来の見通し等を総合的に勘案し、両社間で本分割について慎重に協議を重ねた結果、最終的に、前述の株式数及び割当てが妥当であるとの判断をし、本分割を決定しました。

#### (2) 資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は、新設会社の資本金及び準備金の額を、新設会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で、機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から、会社計算規則に従い、分割計画書第5条記載のとおりとすることにいたしました。

当社は、当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

3. 他の新設分割会社（インプレス R&D）についての次に掲げる事項（会社法施行規則第205条第4号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2をご参照ください。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第205条第6号）

別紙3をご参照ください。

5. 本分割が効力を生じる日以後における当社の債務及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第205条第7号）

別紙4をご参照ください。

以上

## 【別紙 1】 共同新設分割の内容

### 共同新設分割計画書

株式会社インプレスR&D（以下「IRD」という。）及び株式会社メディアドゥ（以下「MD」という。）は、IRDのプリント・オン・デマンド出版プラットフォーム事業及びMDのプリント・オン・デマンドサービス事業（以下、総称して「本事業」という。）に関して有する資産、債務、契約その他の権利義務（以下「本権利義務」という。）を、新たに設立する株式会社PUBFUN（以下「新設会社」という。）に承継させるために会社法に定める新設分割の方法により会社分割（以下「本分割」という。）を行うこととし、次のとおり共同新設分割計画書（以下「本計画書」という。）を作成する。

#### 1. 新設会社の定款の記載事項

新設会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数その他新設会社の定款で定める事項は、別紙①に記載のとおりとする。なお、新設会社の本店所在場所は、東京都千代田区神田神保町一丁目105番地とする。

#### 2. 新設会社の設立時取締役及び設立時監査役

新設会社の設立時取締役及び設立時監査役は、次のとおりとする。

設立時取締役	福浦一広
設立時取締役	金沢克彦
設立時取締役	塚本由紀（戸籍上の氏名：久松由紀）
設立時取締役	新名新
設立時取締役	渡邊朋行
設立時監査役	齋藤純一

#### 3. 承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項

（1）新設会社は、IRD及びMDから、本分割に際して、別紙②に記載のとおりの本権利義務を承継する。なお、本分割において承継対象となる雇用契約は存在しない。また、承継する資産及び債務については、2021年11月30日現在のIRD及びMDの貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに新設会社の設立の日の前日までの増減を加除したうえで確定する。

（2）IRD及びMDから新設会社への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

#### 4. 本分割に際して交付する新設会社の株式の数

新設会社は、本分割に際して、IRD及びMDに対し、本権利義務に代わり、新設会社の普通株式を次のとおり交付する。

IRD	普通株式510株
MD	普通株式490株

5. 新設会社の資本金及び準備金の額に関する事項

(1) 資本金

金1,000万円

(2) 資本準備金

金0円

(3) その他資本剰余金

会社計算規則第51条に従い別途定める額

上記以外は会社計算規則の規定に従い、IRD及びMDが定める。

6. 新設会社の分割期日

新設会社の設立の登記をすべき日（以下「分割期日」という。）は、2022年4月1日とする。

ただし、IRD及びMDは、分割手続進行上の必要性その他の事由により、協議のうえ、これを変更することができる。

7. 新設会社の公告方法

新設会社の公告方法は、電子公告により行い、電子公告を掲載する登記アドレスは次のとおり設定する。

<https://impressholdings.com/info/profiles/pf.html>  
ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

8. 簡易分割

MDは、会社法第805条に基づき、株主総会の承認を得ずに本分割を行う。

9. 競業禁止義務の免除

IRD及びMDは、分割期日以降においても、本事業について、会社法第21条に定める競業禁止義務を負わない。ただし、IRD及びMDは、本事業と同一の事業を日本国内において行う場合は、事前に相手方の書面による承諾を得て行うものとする。

10. 分割期日前の義務

IRD及びMDは、本計画書作成後、分割期日に至るまでの間、善良なる管理者の注意をもって本事業に係る業務の執行及び財産の管理を行うものとする。

11. 本分割の変更

本計画書作成後、分割期日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、本権利義務に重大な変動が生じたときは、IRD及びMDは協議のうえ、本計画書を変更または本分割を中止することができる。

12. 規定外事項

本計画書に定める事項のほか、本分割に必要な事項は、本分割の趣旨に従い、IRD及びMDが協議

のうえ、これを決定する。

以 上

2022年1月27日

IRD 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地  
株式会社インプレスR&D  
代表取締役 福浦 一広

MD 東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号  
株式会社メディアドゥ  
代表取締役 藤田 恭嗣

## 別紙①

### 定 款

#### 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社 PUBFUN と称し、英文では、PUBFUN, Inc. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 出版・電子出版及びコンピュータ・システムに関する技術研究並びに開発
2. 書籍、雑誌その他印刷物の企画、制作、製造、出版、賃貸、販売及び輸出入
3. 電子書籍、電子雑誌その他電子媒体を利用した書籍の企画、制作、製造、出版、賃貸、販売及び輸出入
4. 放送番組の企画、制作、賃貸、販売及び輸出入
5. 放送法に基づく放送事業
6. 映像・音声のソフトウェア（ディスク、テープ等のビデオグラム、フィルム）の企画、制作製造、放送、上映、配給、賃貸、販売及び輸出入
7. インターネット及びコンピュータ・システムによる各種情報の提供サービス
8. インターネット及びコンピュータ・システムを利用した教育並びに指導
9. インターネット及びコンピュータ・システムに関する調査、研究、企画、設計、開発及びコンサルティング
10. コンピュータ、コンピュータ応用製品及び周辺機器の保守点検、販売並びに輸出入
11. コンピュータ・ソフトウェアの企画、開発、製造、販売及び輸出入
12. 楽器、情報通信機器、日用品雑貨等に関する企画、製造、賃貸、販売及び輸出入
13. レコード、磁気テープ、磁気ディスク、光学ディスク等の企画及び制作
14. 有線放送事業及び情報通信事業、並びに情報通信システムの構築、運営及び管理
15. 広告代理業
16. 広告宣伝に関する企画及び制作
17. 有価証券の売買及び売買の仲介、並びに有価証券の売買または売買の仲介を行うコンピュータ・システムの構築、運営及び管理
18. 著作権、著作隣接権、肖像権、出版権、工業所有権その他の無体財産権の取得、利用許諾、管理、譲渡及び仲介
19. 科学、文化等に関する教育講座の開設並びに催事の企画及び運営
20. オークション会場の経営及びオークションの運営
21. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業
22. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、4000株とする。

(株 券)

第 6 条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当社の株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第 8 条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第 9 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録をすることを請求するには、当社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載または記録された者またはその相続人その他の一般承継人および株式取得者が署名または記名押印し共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録および信託財産の表示)

第 10 条 当社の株式につき質権の登録または信託財産の表示を請求するには、当社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印し、共同して請求しなければならない。その登録または表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第 11 条 前二条に定める請求をする場合には、当社所定の手数料を支払わなければならない。



(基準日)

第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(株主の住所等の届出)

第13条 当社の株主および登録された質権者またはその法定代理人もしくは代表者は、当社所定の書式により、その氏名、住所および印鑑を当社に届出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株主総会

(招集)

第14条 定時株主総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、法務省令で定めるところにより、その経過の要領および結果等を記載または記録した議事録を作成する。

## 第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第20条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第21条 当社の取締役は5名以内とする。

(取締役の選任)

第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第23条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(取締役会の招集)

第24条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は取締役社長とし、会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、代表取締役が複数いる場合はうち1名を取締役社長に選

定し、また必要に応じ、取締役会長1名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第26条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について決議に加わることができるものに限る）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

(監査役の設置)

第29条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第30条 当社の監査役は3名以内とする。

(監査役の監査の範囲)

第31条 当社の監査役は、会計監査ならびに業務監査を行う。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第37条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 期末配当金または中間配当金が、支払いの提供をした日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。

2 前項の期末配当金及び中間配当金には利息を付けない。

## 第7章 附 則

(最初の事業年度)

第39条 当社の最初の事業年度は、当社設立の日から2023年3月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第40条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(附則の削除)

第41条 本附則は、最初の定時株主総会の終結の時をもって削除されるものとする。

上記定款は、東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 株式会社インプレスR&D及び東京都千代田区一ツ橋一丁目1番1号 株式会社メディアドゥを共同新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

## 別紙②

### 承 継 権 利 義 務 明 細 表

分割期日において、新設会社が本分割により IRD 及び MD から承継する本権利義務については、法令もしくは契約上承継できないものを除き、次に定めるとおりとする。

本権利義務のうち、資産及び負債については、2021年11月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに分割期日の前日までの増減を加除した上で確定する。なお、債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

#### 1. 承継する資産

##### (1) 流動資産

現金及び預金

##### (2) 固定資産

無形固定資産

本事業に属する商標権、ソフトウェア、その他一切の無形固定資産。

#### 2. 承継する負債

なし

#### 3. 承継する権利義務

本事業に属する取引の基本契約及び付随する契約、覚書、その他一切の契約における契約上の地位及びそれに付随する権利義務。

以 上

**【別紙2】** インプレス R&D の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご覧ください。

第 13 期  
計 算 書 類

自 2020 年 4 月 1 日  
自 2021 年 3 月 31 日

貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

# 貸 借 対 照 表

2021年 3 月 31 日 現在

株式会社インプレスR&D

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【 流 動 資 産 】	【 46,125 】	I 【 流 動 負 債 】	【 132,620 】
現金及び預金	187	買掛金	12,128
売掛金	24,998	短期借入金	85,541
製品	434	未払金	26,469
仕掛品	870	未払法人税等	180
前払費用	4,110	未払費用	3,228
未収入金	15,526	前受金	831
		預り金	942
		賞与引当金	683
		仮受金	1,300
		未払消費税等	1,318
II 【 固 定 資 産 】	【 1,385 】	II 【 固 定 負 債 】	【 275,310 】
1 (無形固定資産)	( 0 )	長期借入金	270,000
ソフトウェア	0	退職給付引当金	5,310
		<b>負債合計</b>	<b>407,930</b>
		<b>純資産の部</b>	
2 (投資その他の資産)	( 1,385 )	I 【 株 主 資 本 】	【 <span style="color: red;">△360,419</span> 】
長期前払費用	1,385	1 資 本 金	( 15,100 )
		2 資 本 剰 余 金	( 15,345 )
		資本準備金	15,345
		3 利 益 剰 余 金	( <span style="color: red;">△390,865</span> )
		その他利益剰余金	<span style="color: red;">△390,865</span>
		繰越利益剰余金	<span style="color: red;">△390,865</span>
		<b>純資産合計</b>	<b><span style="color: red;">△360,419</span></b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>47,511</b>	<b>負債・純資産合計</b>	<b>47,511</b>



# 損 益 計 算 書

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

株式会社インプレスR&D

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 【 売 上 高 】		
売 上 高	272,675	272,675
II 【 売 上 原 価 】		
期首製品商品棚卸高	738	
当期製品製造原価	146,828	
期末製品商品棚卸高	△815	146,750
売 上 総 利 益		125,925
III 【販売費及び一般管理費】		148,970
営 業 利 益		△23,045
IV 【 営 業 外 収 益 】		
受 取 利 息	0	
雑 収 入	1,968	1,968
V 【 営 業 外 費 用 】		
支 払 利 息	1,562	
為 替 差 損	0	
雑 損 失	1	1,563
経 常 利 益		△22,641
VI 【 特 別 損 失 】		
固 定 資 産 除 却 損	0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		△22,641
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		△5,900
当 期 純 利 益		△16,741

## 株主資本等変動計算書

自 2020年4月1日 至 2021年3月31日

株式会社インプレスR&D

(単位：千円)

区 分	株主資本					株主資本合計	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
				繰越利益剰余金			
2020年4月1日残高	15,100	15,345	15,345	△374,124	△374,124	△343,679	△343,679
当期中の変動額							
当期純利益				△16,741	△16,741	△16,741	△16,741
当期中の変動額合計	-	-	-	△16,741	△16,741	△16,741	△16,741
2021年3月31日残高	15,100	15,345	15,345	△390,865	△390,865	△360,419	△360,419

## 個別注記表

### 【重要な会計方針に係る事項】

#### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式・・・移動平均法による原価法

#### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品・・・・・・・・先入先出法による原価法

なお、最終刷後6ヶ月以上を経過した売れ残り単行本については、法人税基本通達に基づいた評価基準を設け、一定の評価減を実施しております。

仕掛品・・・・・・・・個別法による原価法

(貸借対照表価額については収益性低下に基づく簿価切り下げ方法)

#### 3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産・定率法及び定額法(経済的実態に基づき、償却率、耐用年数を選択する。)

無形固定資産・社内における利用可能期間(2年から5年)に基づく定額法

#### 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 5. 連結納税制度の適用

当社は、親会社である㈱インプレスホールディングスを親法人として、連結納税制度を適用しております。

### 【株主資本等変動計算書注記】

#### 1. 当事業年度の末日における発行済株式の総数

株式の種類	前期末株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	602株	－株	－株	602株

#### 2. 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金の支払額等

該当事項はございません。

##### ② その他資本剰余金の払戻

該当事項はございません。

### 【重要な後発事象に関する注記】

該当項目はございません。

## 監査報告書

株式会社インプレス R&D  
代表取締役社長 井芹 昌信 殿

私 監査役 鈴木豊は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

私は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。


#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2021年5月27日

株式会社 インプレス R&D

監査役

鈴木豊 

# 第 13 期 事業報告

自 2020 年 4 月 1 日  
至 2021 年 3 月 31 日

株式会社 インプレスR&D

# 事業報告

〔 自 2020年4月1日  
至 2021年3月31日 〕

## 1. 当期業績の概況

今期の売上高は272,675千円（予算比94%、前期比115%）、経常利益△22,641千円、当期利益△16,741千円となった。「著者向けPOD出版サービス」を主とするプラットフォームサービスをメイン事業と位置付け、システム投資を行い、2020年12月に同サービスの電子書籍販売も開始したが、売上高161,478千円（予算比79%、前期比114%）と当初予算の売上には届かなかった。ただし、登録者数は累計で4,411人となり、予算を超えて順調な伸びであった。

一方、自社出版事業のインプレスR&Dブランド出版の売上高は、技術の泉シリーズの総発行点数が150点を超えたことが売上増に貢献し、91,049千円（前期比126%、予算比127%）であった。

## 2. 業績推移（直前3事業年度含む）

		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
		第10期	第11期	第12期	第13期
					(当期)
売上高	(千円)	154,924	204,928	237,715	272,675
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△12,560	159	△15,198	△22,641
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	2,740	4,066	△11,951	△16,741
1株当たり 当期純利益又は当期純損失(△)	(円)	4,551	6,754	△19,852	△27,808
純資産	(千円)	△335,793	△331,727	△343,679	△360,419
総資産	(千円)	57,634	51,515	41,993	47,511

## 3. 設備投資等の状況

(1) 当期の重要な設備の新設  
該当事項はありません。

(2) 当期の重要な設備の除却  
該当事項はありません。

- (3) 重要な設備投資の計画  
該当事項はありません。

#### 4. 資本金の推移

	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年 3月	0株	602株	0	15,100	0	15,345

(平成21年3月以降資本金推移はありません。)

#### 5. 借入金の状況

- (1) IPHからの借入金

契約形態	前期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)
C M S	75,046	85,541
長期借入金	270,000	270,000

※借入極度設定枠100,000千円

- (2) その他借入金  
該当事項はありません。

#### 6. 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
5名	△1名

(役員3名、特別業務委任含まず)

#### 7. 役員の状況

代表取締役社長 井芹昌信、取締役 福浦一広、取締役 山手章弘、取締役 金沢克彦

#### 8. 役員の重要な兼職の状況

代表取締役社長 井芹昌信氏は、株式会社近代科学社 代表取締役社長を兼務しております。

#### 9. 当期に発生した重大なリスク及び重要な契約の締結

現在係争中の事項：該当事項はありません。

当期中に発生したコンプライアンス違反等：該当事項はありません。

## 10. 次期の計画

全体で売上 312,202 千円（前年比 115%）、営業利益黒字を目指す。  
前年度に引き続き、「著者向け POD 出版サービス（ネクパブ）」を主とするプラットフォームサービスをメイン事業と位置づけ、売上 202,326 千円（前年比 126%）を目指す。今年度は新規のシステム投資は行わず、既存サービスをユーザー視点で改修・充実させることを重視する。その中の製本受託などの有料サービス売上は、前年度の成績好調により 44,893 千円（前年比 149%）を予定している。登録会員数は 2550 人の増加を見込んでいる。

自社出版事業のインプレス R&D 出版は、『インターネット白書』『SDGs 白書』をグループプロジェクトであるインプレス・サステナブルラボに移管するため、売上 90,366 千円（前年比 99%）を見込んでいる。また、新企画としてライトノベルの『いずみノベルズ』を創刊予定である。

## 11. その他事業報告の内容を補足する重要な事項（\*事業報告に係る附属明細）

該当事項はありません。



**【別紙3】 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容**

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、株式会社日本文芸社の全株式を取得し子会社化することを決議し、2021年3月30日に同社の株式を取得いたしました。

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、株式会社トーハンに対し第三者割当による普通株式の発行を行うとともに、同社の株式を取得することを決議し、2021年4月12日に第三者割当による普通株式の発行を行うとともに、同社の株式を取得いたしました。

当社は、2021年9月29日開催の取締役会において、株式会社エブリスタの株式を株式会社ディー・エヌ・エーから取得し（持分比率70%）、子会社化することについて決議し、2021年12月14日に同社の株式を取得いたしました。

当社は、2022年1月13日開催の取締役会において、メディアドゥの連結子会社であるNet Galley, LLCの英国現地法人NetGalley UK Ltd.を通じて、英国Supadü Limitedの全株式を取得し子会社化することを決議し、2022年2月8日に同社の株式を取得いたしました。

**【別紙４】 本分割が効力を生じる日以後における当社の債務及び新設会社の債務の履行の見込みに関する事項**

本分割の効力発生日までに当社の資産及び負債の状態に重大な変動を生じる事態は現在のところ予測されておらず、本分割により新設会社に承継させる資産および負債の内容及び額を考慮しても、本分割後における当社の資産の額は負債の額を十分に上回る見込みです。

また、本分割後の当社の収益状況について、効力発生日以後における当社の債務の履行に支障を来たすような事象の発生及びその可能性は、現在までのところ認識されておられません。

以上により、効力発生日以後における当社の債務につき、履行の見込みがあるものと考えます。  
なお、当社が本分割により新設会社に承継させる債務はありません。

以 上